

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十五号

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例

徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次の部及び局」を「知事直轄組織（秘書、広報及び県行政の総合的な企画調整並びに知事の特命に関する事項を分掌する組織をいう。）及び次の部」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 危機管理部
- 二 企画総務部
- 三 観光スポーツ文化部
- 四 生活環境部
- 五 こども未来部
- 六 保健福祉部
- 七 経済産業部
- 八 農林水産部
- 九 県土整備部

第二条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部等」を「部」に改め、同条第一号中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改め、二を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「経営戦略部」を「企画総務部」に改め、ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。

へ 統計に関すること。

第二条中第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 観光スポーツ文化部

イ 観光振興及びにぎわいの創出に関すること。

ロ スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

ハ 文化振興及び文化財の保護に関すること。

第二条第四号を次のように改める。

四 生活環境部

イ 県民協働の促進及び県民生活の向上に関すること。

ロ 地域振興に関すること。

ハ 環境の保全及び創造に関すること。

ニ 労働に関すること。

第二条第九号を削り、同条第八号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同条を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、同条第六号中「商工労働観光部」を「経済産業部」に改め、同号ハ中「観光」を「デジタル社会の推進」に改め、同号ニを削り、同条を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 こども未来部

イ 子育て支援に関すること。

ロ 次世代育成に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第五イの表中「、**総吟詠民謡**」を「、**総吟詠民謡**」に、「、**センター等**」を「、**センター等**」に、「、**困難な**」を「、**困難な**」に、「**部長、**」を「**部長、**」に改め、同表ハの表中「**課長、**」を「**課長、**」に改め、同表の備考中「とは、」を「とは、」に、「**知事**」を「設置された知事」に改め、「として設置された部及

び局」や「それぞれ「部」及び「局」や「直近下位組織」並びに同項の規定に基づき当該部及び局」及び「直近下位組織」並びに「規則」及び「規則」並びに「部、局」や「直近下位組織」。